

ID: 1286

担当部署: 町民生活課

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<b>【基準】</b> 省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第7条第1項第2号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 被保険者の氏名及び生年月日 (2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 (3) 再交付申請の理由			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日